福岡県告示第 660 号の３

ランピースキン病のまん延防止のため、福岡県家畜伝染病予防法施行細則（昭和 38 年福岡県規則第 15 号）第４条第１項の規定に基づき、牛等（牛及び水牛）及びその死体並びに病原体をひろげるおそれがある物品を、次の区域で移動し、又は次の区域から他の区域へ移動することを、当分の間禁止する。ただし、家畜防疫員が許可するものは、この限りでない。

令和８年 11 月１日

福岡県知事　　服　部　　誠　太　郎

区域
別図のうち、円周アで囲まれた区域

